

北上市国民健康保険規則等の一部を改正する規則

(北上市国民健康保険規則の一部改正)

第1条 北上市国民健康保険規則（平成3年北上市規則第94号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（被保険者証）</u> <u>第10条 市長は、被保険者証の有効期限を1年として交付しなければならない。ただし、市長において必要があると認める者に対し、被保険者証の有効期限を区切って交付することができる。</u> <u>2 市長は、被保険者証の検認によって、有効期限を1年延長することができる。</u> （出産育児一時金） <u>第11条</u> [略] （出産育児一時金の支給） <u>第12条</u> [略] （葬祭費の支給申請） <u>第13条</u> [略] 様式第1号（<u>第12条関係</u>） [略] 様式第2号（<u>第13条関係</u>） [略]	（出産育児一時金） <u>第10条</u> [略] （出産育児一時金の支給） <u>第11条</u> [略] （葬祭費の支給申請） <u>第12条</u> [略] 様式第1号（<u>第11条関係</u>） [略] 様式第2号（<u>第12条関係</u>） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市子ども等福祉医療費給付規則の一部改正)

第2条 北上市子ども等福祉医療費給付規則（平成7年北上市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
（受給者証の交付申請） 第3条 条例第6条の規定による交付の申請は、福祉医療費給付受給者証交付（更新）申請書（様式第1号。以下「受給者証交付（更新）申請書」という。）に次の書類等を添えて行わなければならない。 (1) 保険証 (2) [略] (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等 2 [略] （届出） 第11条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(4) [略] (5) <u>保険証</u>の記号及び番号 (6)～(9) [略] 2～5 [略] 様式第5号（第8条関係） [略]				（受給者証の交付申請） 第3条 条例第6条の規定による交付の申請は、福祉医療費給付受給者証交付（更新）申請書（様式第1号。以下「受給者証交付（更新）申請書」という。）に次の書類等を添えて行わなければならない。 (1) [略] (2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等 2 [略] （届出） 第11条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(4) [略] (5) <u>加入医療保険等</u>の記号及び番号 (6)～(9) [略] 2～5 [略] 様式第5号（第8条関係） [略]			
[略]				[略]			
保険種別		<u>保険証記号番号</u>		保険種別		<u>加入医療保険等記号番号</u>	

[略]		
様式第 6 号（第 9 条関係）		
[略]		
[略]		
受給者名	受給者証番号	<u>保険証記号番号</u>
	番 号	
[略]		
[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。		

[略]		
様式第 6 号（第 9 条関係）		
[略]		
[略]		
受給者名	受給者証番号	<u>加入医療保険等</u> <u>記号番号</u>
	番 号	
[略]		
[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。		

（北上市国民健康保険一部負担金減免等規則の一部改正）

第 3 条 北上市国民健康保険一部負担金減免等規則（平成18年北上市規則第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（減免の期間） 第 7 条 減免等を受けることができる期間は、第 9 条第 1 項の承認した日の属する月の初日（以下「承認月」）から 1 月を単位とし、次に掲げる期間とする。 (1) [略] (2) 徴収猶予 承認月から起算して 6 月以内 （減免等の承認等）	（減免の期間） 第 7 条 減免等を受けることができる期間は、第 9 条第 1 項の承認した日の属する月の初日（以下「承認月」）から 1 月を単位とし、次に掲げる期間とする。 (1) [略] (2) 徴収猶予 承認月から起算して 6 月以内 <u>（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の納付にあっては、1 年以内）</u> （減免等の承認等）

第9条 [略]

- 2 前項の規定に基づき承認の決定を受けた者が、保険医療機関等において診療を受けるときは、市長に国民健康保険証を提示して申し出なければならない。この場合において、市長は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（様式第5号）を交付するものとする。

様式第1号（第8条関係）

[略]

世帯主氏名	個人番号	<u>被保険者証</u> <u>記号番号</u>	
[略]			

様式第3号（第9条関係）

[略]

<u>被保険者証</u> <u>記号番号</u>		[略]	
[略]			

[略]

様式第4号（第9条関係）

[略]

<u>被保険者証</u> <u>記号番号</u>		[略]	
[略]			

[略]

第9条 [略]

- 2 前項の規定に基づき承認の決定を受けた者が、保険医療機関等において診療を受けるときは、市長に被保険者であることが分かる書類等を提示して申し出なければならない。この場合において、市長は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（様式第5号）を交付するものとする。

様式第1号（第8条関係）

[略]

世帯主氏名	個人番号	<u>記号番号</u>	
[略]			

様式第3号（第9条関係）

[略]

<u>記号番号</u>		[略]	
[略]			

[略]

様式第4号（第9条関係）

[略]

<u>記号番号</u>		[略]	
[略]			

[略]

様式第 5 号（第 9 条関係）			様式第 5 号（第 9 条関係）		
[略]			[略]		
<u>被保険者証</u>		[略]	<u>記号番号</u>		[略]
<u>記号番号</u>					
[略]			[略]		
様式第 6 号（第10条関係）			様式第 6 号（第10条関係）		
[略]			[略]		
<u>被保険者証</u>		[略]	<u>記号番号</u>		[略]
<u>記号番号</u>					
[略]			[略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。